

○ 吉野委員

その問題については規制を撤廃してしまった方がいいと私はさっき言ったんですけど、でも残るのは優遇措置を受けているという事実です。税制の優遇措置を放棄しないんだと生協が言うのだとすれば、どこかで何らかの折り合いをつけなければいけないという話にならざるを得ないと思います。

○ 清成座長

議論が生協の本質論に行っちゃったわけですが。

○ 小川委員

ずっとこれを繰り返しているの、今日は意見書を出させていただきました。これが今日でタイムリーだったのかどうかはわからないんですが、吉野委員がおっしゃるように、員外規制、あるいは県域規制の問題だけで生協法の改正ではないということは局長もおっしゃったとおりで、私がかかわってきた福祉という切り口で生協の社会的な存在価値、あるいは公共性がここまで高まってきているということを整理させていただきました。

その考えからしますと、税の優遇を受けているということが、生協が広義の福祉と人材育成に非常に寄与できてきたこと、あるいは食の安全や環境問題、平和問題に積極的に取り組みができたことというのは、社会的な存在価値を認められて税の優遇を受けてきたことによって、生活者の活動の資本をストックできてきたのではないかなということを書かせていただいて、そのことはこれからより重要であろうと。これだけ社会保障が後退している状況の中で、経済的弱者にされてしまっている人たちが増えるということに対して、生協がこれからどういう視点で福祉事業、福祉サービスをつくっていくのか。これは介護保険事業者になることが目的ではないと思っているわけです。

そういう意味で、市民社会の暮らし、安心なセーフティネットをつくるための資本として、これからどういう資本をストックしていくかということがとても重要だと思っていますので、県域の問題も、員外利用の問題も含めて、事務局案である種条件をつけた、一定の基準の中でということをして私は支持していると思っています。

これから公共性を担うという中で、分権社会の中で国発の提言というのは徐々に縮小し、都道府県、市町村の権限委譲になっていくと思いますけれども、そうすると2つの県にまたがるということは、2つの県あるいは市町村のそれぞれの地域の条例だとか、その事情に合わせて生協も福祉活動も対応していくということ、対応する都道府県の面が増えていくというふうにも思っていますけれども、そういう人材も育成していかなければならないと。そういう意味で、市民の資本をどうやって形成するのかということを書かせていただいたのはそういうところにあります。

○ 清成座長

そういう運動論というのも一つありますけれども、客観的に見て、第1セクターの市場セクター、それから第2セクターで政府セクター、第3セクターで非営利セクターという、そういう3つに分けてみて、非営利セクターの中でも公共性・公益性の強い分野と全くそうでないのがありますよね。マンションの管理組合とか学校の同窓会なんていうのは公共性ないですよ。そういうものと公共性・公益性が強い学校法人とか生協とか、その中間に商工会議所とか商工会というのがあるのかもしれない。そこと農協は割と近いかかわりになるのかもしれませんが、生協と農協の違いというのはやっぱりあるような感じもしますね。地域社会のコアになるという点では一定の意味を持つだろうと。政府セクターが財政問題からどうしても社会保障負担がどんどん増えてきますから、どこかで歯止めをかけなきゃならないという話にもなりますよね。そうなった場合に相対的に第3セクター、その中でも公共性・公益性の強い協同組合が重要性を増してくるということは当然あり得ると思うんですね。そうすると、全体の非営利セクターの中で生協が一番なじみやすい事業って何なのかと。生協がやっているものでも購買事業と共済、福祉は違うと思うんですね。市場セクターでもやれる部分というのがあるわけですよ。それは何なのかということですよ。

市場セクターと生協のセクターが重なり合う部分もあるし、政府セクターと生協セクターが重なり合う部分もあるんですよ。場合によってはそこは協力した方がいいのかもしれないとか、そういうことがあると思うんですね。生協というのはマーケットメカニズムを支えるセーフティネットの一つだろうとは思いますが。その役割がこれから一番強くなるのかもしれない。特に地域社会のコアになるような点ではですね。これは生協法制定時には想定されなかったことなんだろうという感じがします。だから、そのところの整理をどういうふうにするか。非営利セクターの中で仕分けてみて、生協が一番なじみやすい分野って何なのかという、その議論が余り議論の対象になってないんですよ。これは学問分野としてもそういうことを議論する学会とか研究者ってそんなにいないんですよ。そこは学者の怠慢だと思いますけどね。

○ 大塚委員

この際はっきりしておきたいと思うことがありまして、吉野委員や小川委員の御発言を聞いて、なるほどと感じるところや疑問に思うところがあったんですけども、例えば先ほどの資料で、B県の生協は絶対これはA県の人間には使わせてくれるなという総意を持っている生協だとしますよね。そのときでも生協であるがゆえに、こういうセクターに属するんだという性質を帯びているがゆえに、基本的には県境のAの方に利便を与えるんだら使わせてやるべきなのか、あるいはつくった生協自身が、これはおれたちが出資金払ってやった組合員の互助組織であるんだからほかには絶対使わせてくれるなど。もしほかには絶対使わせてくれるなという取り決めがあるんだとすれば員外

も何もなくなるわけで、どっちなんですかね、基本的に。

○ 清成座長

多分、現実の地域社会というのは行政の区域とはかかわりないですよ。それを越えてしまうという話と、もう一つは、ローカルな地域社会の壁というのはどんどん壊れているわけですよ。そういう問題が一方であって、道州制なんていうのが実施されたら県域規制なんてナンセンスになってしまうんですね。今問われているのは、県域そのもののあり方が問われちゃってるんですね。

日本にいるとよくわかりませんが、例えばEUなんかを見たら、ライン川流域を見ると、国境を越えた地域形成というのは当たり前になってるんですよ。フランスとドイツとか。バーゼルのあたりになると南バーデンと南アルザスとバーゼルの都市地域で一つの地域になってるんですよ。完全に言葉もバイリンガルだし、混合文化だしという、むしろそれを押し進めるべきではないかという話になっていくわけです。日本のように周りが海になっていきますと、なかなかそうはっきりは言えないわけですけども。グローバリゼーションが進むときには地域の単位というのももう一回問われてしまうようなことがあるんですね。フランスでもEU統合の中で83年でしたか、地域分権一括法というのができて、分権化すると同時に特定地域にはてこ入れしなきゃならないといったようなことが起こってきたわけです。これは各国でそういうことが起こっているわけです。それを考えると、余り既存の行政区分というのを絶対視するのも、これから長い目で見た場合に現実には合わないのかなという感じがしてならないんですけどね。

○ 小川委員

生協にかかわっている組合員たちは、自分たちの共同購入しているものに対してこだわり、自信を持って生産者に開発してもらっているわけです。生産から物流までこだわってサイクルしているわけですけども、自分たちが選ぶものをより多くの人に使ってもらいたいというのは閉鎖性ではなくて、むしろ共有したいと。しかし、一方で一人一票という組織としてのメンバーシップの民主主義をどうするかという問題を勘違いしてしまうと、メンバーシップ論と員外利用が相殺されるような話になってしまうんですが、そうではないんですね。一人一票をどのように組合員の中で考えるかという議論がないまま地域の問題や員外利用の問題が出てしまうことを、どこまで日本の生協全体で議論しているかもありますけれども、私たちとしたら安全なものをより多くの人と共有して、その生産にもコストの問題、消費の部分でもコストの問題で全部はね返ってくるわけですから、そのことは悩んで考えていると思います。

○ 品川委員

大塚先生が言われたこととの関係では、行政なり法律による地域制限というのが緩和

なり一部なくなったとしても、実際にその生協が隣の県の住民まで組合員にするかどうかというのは、基本的にそれは定款で定めること、それぞれの組合の自治によって定めることということですから、定款で定めないところまで行政が命令することは当然できないでしょうし、許可したからといってそうしなければいけないということはない。そこはまさに組合の自治にゆだねられている範囲だろうと思います。

それから、県域規制の問題が論点になっておりますので、今日事務局から説明されました県域規制にかかわる資料の12ページのところで、結論的には、購買事業の実施のために必要と認める場合には主たる事務所の所在地云々という形になっております。前回までは、「購買事業の実施のために必要と認める場合には」という条件がなく提示されていたと思うのであります。先ほど来論議のありますような生活圈というのが都道府県あるいは行政区域に縛られているわけではないということだと思いますと、購買事業だけでなくて利用事業にしても、その他の事業にしても、生協の事業全般にかかわってそれは言えるわけでありまして、今回からこの条件つきというふうになったのは解せないと思っているところでございます。

もう一つの論点であります員外利用の問題についてですが、これについての結論は9ページ一番下にあると思えますけれども、この間縷々説明されておりますように、現在の法律では員外利用は禁止だと。正当な理由がある場合に例外を省令で定めると。3つ目に行政による許可と。員外利用についてはそういう3通りの扱いをされているというのが現行法であります。そういう中で、省令による正当な理由による例外規定ということについては、それこそヒアリングに際して日本商工会議所の方もおっしゃっていたように、そういう例外事項をはっきりさせることは必要だろうという御指摘があったのですけれども、今日お示しいただいている案は、省令による正当な理由という部分がなくて、すべて行政の許可によるというふうになってしまっているように読めるのですけれども、それはいかがかという点が一つ。

それから2つ目に、行政庁の許可による場合も法令上個別具体的に限定して定めるといふことがあるんですけれども、現行法は行政庁の許可について、都道府県認可の組合の場合は都道府県知事にゆだねられているわけでありまして。これを今回法令上個別具体的に限定するとなると、地方自治法の流れ等ともむしろ逆行する、法令で員外利用許可について新たな枠がはめられるということになるのではないかということが一つ。

例示としてその下に出ております現行の離島、へき地等というのがございますけれども、離島、へき地等についての員外利用許可を出してもいいという行政通知は、それこそ法制定直後の昭和20年代に出されている行政通知でして、今の時点でこれがまた出されて例示されるというのは、これも解せないところです。

加えて、現在、行政庁の許可によって員外利用が認められる場合、多くが100分の20などという制限なく認められているんですけれども、今回出されているものですと行政庁の許可は100分の20という枠をはめようということですから、そんな点でいいますと、

この9ページの案は現行の員外利用規制について、さらに規制を強める案というふうに理解せざるを得ないというのが率直なところでございます。そういう点では、この間縷々出ておりますように、現実の生活の実態なり、消費行動のありようなりということからさまざまな支障があったり、地域社会なり公益性なりという面で生協が役割を果たすという点でどうなのか。そんな点を含めて、方向としてはぜひ、員外利用規制について今日的にどういう方向で緩和するかということでの施策の検討をお願いしたいと思っております。

○ 山下委員

法律家なものですから、制度の面からつい考えてしまいがちなんですが、経済活動として見れば、一般の株式会社が提供している事業であれ、生協が提供しているものであれ、公益法人が、公的な機関がやるものも、経済的な機能としては全く同じ、一つのマーケットの中で競争しているということは当然あると思うんですけども、制度として一般の企業形態と違うものとして生協という形態が認められていると。消費者が同じ理念を共有しながら組合員となって企業を一つつくり上げて活動していくと。そこに意味があるものとして法律上こういう企業形態が認められているということではないかと思うので、そういう面からいくと、員外利用規制と県域規制について考えると、員外利用規制というのは組合には非常になじみやすい規制だろうという気はするんですね。とはいいいながら、じゃあこれを厳格に適用して員外は一切認めないということでもいいのかというと、そこは現実とのいろいろな妥協、政策的な考慮を持って例外を認めていくと。それがどこまでかという議論を今しているわけで、員外利用がなぜこれを広げていくことが必要なのか、その説明をどうするかということだろうと思うんですね。生協も事業者だから活動の規制は極力外して、普通の会社と同じようにだれにでもサービスを提供させるようにしてほしいということがあるとすると、ちょっとこれは組合の制度とはなじまないものがある。でも現実には地域社会の中でやっているから、ある程度の規模の範囲内であれば地域の人が必要ならば必ずしも組合員にならなくても利用できるぐらいのことを認めていいんじゃないかとか、組合としても厳格にメンバーに限って事業をやるよりも、員外の人でも利用してくれればそれだけ経済的な利益も出てきて、より活動がしっかりしたものになるとか、そういういろんな理由があるかと思うので、そこをどう整理するかということで、私もある程度柔軟にするという方向を認めていいかなと思っています。

それから、県域規制の方については、一定の地域とか職域における人の結合で相互扶助をする組織だから組合があるという理屈から、一定の地域の制限というのは当然にあるでしょう。それがたまたま歴史的な事情で県の境界ということになってきたかと思うんですけども、人と人との結合で相互扶助をするというのが文字どおりの地域ということでないか、成り立たない話なのか、県なんかよりもずっと広い範囲でやっても理念として組合員が共有できるようなものがあるということであれば、それだつて生協に

ふさわしい事業範囲として認めるという考え方は十分にあるように思うので、生協がどういう事業をやるか、事業の類型によっても随分違ってくるかと思うんですね。地域規制ということだけを取り上げて議論すると、もう一つナンセンスのような気もするんですけども、実際どういう事業でどこまで広げていくことが必要なのか。その場合に組合員の間でどういう連帯関係のようなものが残るのか。そのあたりを少し議論しないと、11ページのような案が少しおかしいねということから、一挙になくなっていいという話でもないし、これもまたどこまで広げるかを少し知恵を出さないといけないところじゃないかと思っています。

○ 清成座長

大変重要な御指摘だと思うんですが、例えば小川委員のおっしゃるような理念が、既存の地域社会というふうには考えないで、例えば購買事業等でも、生協独自の商品をつくったと。それに同調する人は全国にいます。そうするとネットを通して、組合員というのは既存の県とはかかわりなく全国に、場合によっては外国にもいるかもしれないという、その地域のあり方というのが、ある意味でローカルで固まってるものが残りながら、他方では際限なく外に広がって行ってネットでつながるような、そういうふうには地域のあり方も変わってきちゃってるような感じがするんですよね。生協で開発したいいい商品を皆さんに利用してほしいというんだったら、これはもう全国という話になりますよね。その方がコストも下がるということになるし。しかし、そういうことをそのものが人と人との結びつきであって、株式会社とは違う。だけど県域に関係なく広がっていくという側面と、福祉のようにローカルなコミュニティのようなものがベースになって地域の中で助け合うという側面と、事業の類型によって地域の広がり方がだいぶ違うのかなという感じはしますね。

○ 小川委員

山下委員がおっしゃったように、例えば福祉でも、自治体の福祉施策を軸にして動いたり、あるいは国の施策で動いたりする、それに合わせて私たちは生きてるわけじゃないんですね、本当は。地域に区切って生きてるわけではない。それは食の安全にしろ、平和や環境問題というのは地球規模の問題だし、その発信もしてきている。自分の県さえよければいいという福祉でもなければ、私だけ安全なものを食べればいいという食の安全でもないということでは、規制がかかっているのはおかしい。そうすると、吉野委員の論で、市場のスーパー、シルバービジネス、公共の福祉サービスと協同組合がするものは何が違うかを論じないまま員外や県域というのは危険だろうというので、一生懸命論じなきゃいけないというのでペーパーを書いたり、いろいろしているわけですが、先ほど品川委員がおっしゃったように、ある種自分たちのルール、自己管理基準みたいなものをどこまで生協自身が示せるかということにもかかってきているかなと。今までは

法律で規制されていることに合わせて動いてきてるけれども、それが緩和されるとなったときには、今度は自分たちの自己ルールを協同組合間共同で、あるいは生協間共同で、どうするかというのがないといけないかなというふうには思っています。

それからもう一つは、非常にこだわるようですけれども、規制緩和、地域の問題、県域の問題と、税制の問題というのが非常にリンクされて考えられてしまうことに対して、新たな公共性をつくっていく資本をどこにつくっていくのか。株式会社と違うところは、そこが圧倒的に強いと思ってますけれども、そういうふうには考えています。ただ、現実的には、福祉事業をしていますが、最近では営利であっても非営利であっても協同組合であっても、顧客サービスとしては非常に営利も努力していますし、どこが違うのかということをお問われがちですが、今日のペーパーの2ページにありましたように、福祉事業と福祉活動というのがあって、生協の中での組合員の福祉活動というのは、ニーズの発信者としての声を集約する、福祉事業としてサービスをつくったら、それをまたチェックをかけるという、内部でのチェック機能としては、それがメンバーシップのよさでもあるかもしれませんが、そういうことは機能してきているのは、消費者が近いということも福祉でも食の安全でも出てきているなと思っています。

○ 吉野委員

税金の話は軽い問題ではありません。言葉を変えれば生協に公的な補助をしているという話ですから、自治体レベルの話であっても、国レベルの話であっても、生協に対する税優遇という形でもって福祉の問題を解決するのがいいのか、それともほかの形の方がいいのかということは根本から考えてやるべきときに来ているという話だと思うんですね。それだけ生協はそれに対する答えをきちんとまじめに出さなきゃいけない局面に今来ているんだと私は思います。生協にはそれだけの実績があるということは私は認めるんです。それを主張なさることは大いに結構なんだけれども、それは情緒的な話ではなくて、国民の選択にたえ得るものであるかという基準で説明しなければならないのではないのでしょうか。

その話の文脈で購買事業に関する地域規制などの問題を考え直す必要があると思います。これは私ではなくて生協側が言うべき話だと思うんですけれども、生協は現実問題としては購買事業がなきゃ成り立たないということはさっきの参考資料で明らかなのです。本来、優遇措置がなくても、住民のニーズにこたえる事業として福祉なり医療をやっていけるようにする必要があるとすれば、あるいは、これ以上公的な補助に頼ることのないようにやっ払いこうとするならば、購買事業をもっとちゃんと確立していかなきゃいけないという話に生協としてはなるのではありませんか。だから、購買事業については具体的な中身をもっと検討する必要があります。そうするとどういうことになるか。さっき言ったB県からC県、C県からD県という話は理屈の話として言ったんですけれども、実態としては別の意味がある。つまり生協の購買事業の業態は食品スーパーしか

ないわけです。食品スーパーには全国チェーンなんてあり得ないわけだから、そういう意味でいえば一定のローカルエリアというものの限界はあるわけで、そこまでは生協の購買事業に関して員外利用なり県域規制というものを緩和してあげなければ、生協としては他の事業が成り立たないんじゃないじゃありませんか。本当は生協の方がそういうことなんですよと言うべき話だと私は思うんです。そうじゃないと、税金に頼る姿勢に疑問を持たれることになりかねないと思うのですが。

○ 清成座長

まあ、そうなんでしょうね。ほかにいかがでしょうか。

○ 花咲課長補佐

資料について品川委員から御指摘がありましたので御説明させていただきたいんですけども、員外利用規制について、今回「許可により」と書いてあるのは、委員が御懸念されているような、省令に規定したものを全部許可に変えるという趣旨ではなく、前回までの御議論が、法令に個別具体的に許可事由を書いた上での許可制度という考え方と、定款で書けばそれでいいではないかという、員外利用の禁止の解除事由として、行政庁の許可と各生協の定款の定めという2つの考え方があるが、それについてどう考えるかという御議論でしたので、それで許可制度を採用してはいかがかと書いただけであって、特に御懸念のような、省令に書いてあるようなものも許可に変えていきたいとか、そういった意図はございません。

○ 品川委員

関連してお伺いしたいんですけども、省令によって正当な理由がある場合というのがありますよね。例外規定を省令によって正当な理由がある場合に列挙して認めるという内容を広げるという考え方は表現できないのでしょうか。

○ 赤澤企画官

現行の厚生労働省令で定める場合というのは、いわゆる自賠償の関係でございます。自賠償に入っている車が他の方に譲渡された場合など、これはそれを認めないというふうもないというのが、だれの間から見ても明らかな場合と理解できるんじゃないかと思っております。生協法上は、員外利用が可能な場合には、許可を受けた場合と厚生労働省で定める場合と2通りございまして、あえて厚生労働省で定める場合には許可がいらぬとしているのは、法の趣旨からしますと、だれが考えても公共性が高く外さないといけないというケースに限られるのではないかと考えております。そういう意味で、品川委員が御指摘されているケースがどういうケースかというのはまたあるかと思いますが、厚生労働省令で定める場合というのはかなり限定されたケースにならざるを得な

いのではないかと考えているところがございます。でなければ、厚生労働省令で許可制度を逸脱してしまうということになりますので、そういうのが法の趣旨ではないかと考えているところがございます。

○ 品川委員

9 ページの一番下にあります対応策というのは、いずれにしても員外利用規制について全体としては強化の方向にしか読めないということなんですけれども、今日的に緩和の方向というのをどんなふうにお考えなのかということを重ねて伺わせてください。

○ 中村社会・援護局長

資料の9 ページが、品川委員は強化としか読めないというふうにお読みになっているようですが、最初の○で言っていることは、員外利用は原則禁止されるという考え方、員外利用という規制を撤廃してしまえという議論もあるようだけれども、員外利用は基本的にはだめだよという考え方は維持していこうということが最初の○でございます。ヒアリングやいろいろな御意見がありましたので、しかし例外は認めようと。例外を認める場合はどういう決め方をするかということですが、事前規制とか行政庁の裁量で左右されることがあってはならないし、農協法みたいに員外利用を認める場合、20%までは員外利用を認めていいという認め方もあるけれども、そういうのは勘弁してくれという御議論もあったので、個別具体的に法令上限定して認めることにしようというのが2 つ目の考え方です。その認める場合に、品川委員から例示として適切ではないという御発言がありましたけれども、現在でも離島、へき地などで生協以外に利用できる施設が存在しない場合みたいな、ちゃんとそういう理由が書いてあるじゃないかと。そういう理由のほか、合理的な理由があるものは追加したらどうかと言っていますので、追加の範囲にはいろいろ御懸念があるかもしれませんが、終戦直後に認められた話以外にも合理的なものがあるんだったら追加していいかどうかということでもありますので、追加の範囲次第によっては品川委員が御心配される規制強化になるかどうかわかりませんが、追加していこうという判断が示されているとお読みいただきたいと思います。

じゃあ員外利用を認める場合に、青天井でいいかどうかという話はあるけれども、その場合は員外利用の限度を法令上定めてはどうかと。その場合、ここも「原則として」ですので、例外もまた出てくるかもしれませんが、これは農協法などで100分の20とされているので、そういう限度を設けてはどうかという考え方でございます。今の員外利用規制は原則禁止でございますので、例外もきちんとされていないということからすると、きちんとルールをお示ししてやることになるので、現場でのビジネスの安定性に寄与するのではないかと考えて提案しているところがございます。

○ 清成座長

先ほど品川委員が例示として適切ではないのではないかとおっしゃった、離島、へき地の現象というのは、例えば東京のような大都市の中でも起こってることなんですね。一方では高齢社会になっていて、他方では商業施設が集中しちゃうんですね。既存の商店街が解体していくというような状況からすると、高齢者が購買しにくい地域が東京の中で広がってるんです。そういうところに生協の意義というのは相当あることも確かなんですね。高齢社会という状況であるとか、小売商業の集積とか、そういうようなことを考えてみたら、それを補完する存在として生協の意義というのが当然あるわけなんですね。予想外に東京でそれが広がっているように私は思いますし、地方へ行くともっとそうですよね。郊外にショッピングセンターができてしまってということになりますから、高齢者は非常に買いにくくなっていることも事実だし、例示としてへき地的現象というのはあちこちで起こってるんじゃないかという感じがするんですね。

○ 土屋委員

18 ページのところに、共済事業のリスク遮断、兼業規制についてというものがあるんですけども、生協の共済事業と農協の共済事業はやり方が同じじゃないというのは承知しておりますし、ここで共済事業のリスク遮断をやらなきゃいけないということについては、保険会社でもどんどんつぶれておりますし、契約者に対して健全性を維持するというのは大変重要なことなんですけれども、結論が兼業をやめさせるということになっているんですが、リスク遮断の方法については、農協がやっているようなやり方もありますし、必ずしも兼業をやめるということだけではないんじゃないかなと思います。

特に連合会の場合と単位組合の場合でそこは違って、連合会は会員が組合などに対して、単位組合の場合は組合員というのは一般消費者であり、生活者であるわけですから、そこの生活上のニーズに幅広く対応する中の一つに共済事業があるというふうになってるんじゃないか。そこをどうしても分けて別の生協にきなさいというのは、そこまでする必要はないんじゃないか。リスクの遮断をするのであれば、さっき言ったようなことに加えて、例えばソルベンシーマージンの規制を厳しくして、早期是正措置を導入するとか、共済事業で集めた資金を他部門には運用させないという規制を入れるとか、やり方はあるんじゃないかなと思います。

ちょっと戻りますが、16 ページのところで、医療・福祉事業に係る非営利性の徹底についてということで、前回も申し上げたんですけど、医療・福祉に係るものから出た剰余をほかのところに使うなということなんですけど、これについての説明が14 ページで貸借対照表と損益計算書が示されているんですけども、一般的な会計の考え方ですと、こうした事業別に考えることが可能なのは、損益計算書でいけば事業剰余金、営業利益ということで、そこだけは事業別に通常やります。その上にあります人件費だとかこういったものは区分してできる。しかし、そこから下のところは全部が全部区分することは無理なのではないかと思うわけです。

16 ページの方で、剰余というのをどこで考えていくのか。最後のところの当期剰余金みたいなものであれば、これは事業ごとには出なくて、法人全体として出てくるんじゃないかなという感じがしています。

それからもう一点、これも前回申し上げたんですけれども、員外監事の設置の義務付けのところ、監事というのはそもそも独立性がないと監事の機能を果たせないわけにありますけれども、その中でも員外監事を置くのは、より独立性の高い人を置こうということだと思えるんですけれども、一番のポイントは、組合員であるかないかというのがポイントじゃなくて、そこの生協の業務執行をやっていた役員ですとか、それを監督している役員であるとか、実際に業務に従事している職員であるとか、そういう出身者ばかりで監事を構成すると独立性が十分じゃないというのが趣旨なんじゃないかと思うんですね。

株式会社の株主との比較で、出資・利用・運営というふうに出ておりますけれども、株主だって出資はしますし、運営にも参加をするわけです。生協の組合員、大きなところだと総代会制ですから、総代にもなっていない組合員が大半という状況ですので、あえてここで組合員を排除するというのはおかしいんじゃないかなと。今の仕組みですと利用者イコール組合員ということになりますから、監事になったら利用もしないのかという非常に妙なことになるんじゃないかなと思っています。

○ 品川委員

土屋委員に御指摘いただいた3点について私も基本的に同感なのでありますが、意見を述べさせていただきます。共済事業のリスク遮断、兼業規制ということについていいますと、生活協同組合という、生活を協同しようという生活点での協同組合の形成の仕方ということではいいますと、いろんな生活の必要に応じて事業が生まれ、それを利用するということですので、単位生協における兼業規制というのはいかがなものかと思っているというのが一つ。

それから、医療・福祉事業について経理区分云々ということですが、介護保険事業ということに限れば、介護保険の適用給付を受けるという場合には購買事業と一体の決算ではだめでして、損益計算書の一定部分について配賦基準もはっきりさせて、その限りでの区分経理をし、行政指導として福祉事業・介護保険事業から生じた利益について、配当については自粛せよという通知もございまして、そんな点では、その限りの区分をした損益計算書によって配当についても自粛するというをやっているわけです。ただ、今回、貸借対照表まで含めて区分をしようということになりますと、実態問題として、例えば購買生協の店舗は閉鎖し、ただ閉鎖するだけではなくてデイサービスに使うとかいうケースも全国に幾つもあるわけです。あるいは購買生協の施設の一部を使ってホームヘルプのステーションをつくったりということが多々あって、それを一つ一つ貸借対照表区分をしなければということになりますと、実態の運営とは非常に齟齬が生

じてくるという関係だと思っています。

それから、員外監事の件ですけれども、前回までは「一定規模の組合については」ということで員外監事の義務付けが出されていたのですけれども、今回2ページに出されているところでいいますと、区分なく、購買事業、利用事業、生活文化事業、共済事業、いずれかをやる場合には組合または連合会が員外監事を義務付けるということになっているわけですが、例えば農協さんの場合ですと、責任準備金一定額以上の農協の場合には員外監事を義務付けるという、一定の規模という範囲があるんですけれども、生協の場合は規模を問わない案になっている。それこそ小規模零細生協というのもたくさん全国にございますし、現行法では員外監事というのは全部禁止されているのが現状なんです。そういう意味では、員外監事を「禁止」ではなくて、「入れられる」ようにしてほしいというのが私どもが求めているところなんですけれども、それを一挙に、小規模の生協まで含めて義務付けるというのはいかがなものか。この間の論議にもありますように、小規模生協についても目配りをしたガバナンスのありようということは必要だろうと思いますので、その点についてぜひ御検討いただきたいと思います。

○ 山下委員

共済の兼業の件は、助け合い事業をやっているから購買事業等と共済事業を兼業することがふさわしいという理屈でこれを認めるというのは、なかなか難しいのではないかと。共済というのは一種の金融事業なわけで、特別な規制に服するので、原則は兼業禁止ということになるんだろうと思いますけれども、実際にはそれだけの強い規制をかけられるかという問題があって、そこは今日の18ページでも、一定以上の規模というあたりで切るという考え方が提示されていて、これは他の種類の協同組合の共済事業でもとられているところであって、現実的にはこういう考え方はやむを得ないところかと思っています。規模をどうするかというのがまず問題となるし、全体としての規模だけじゃなくて、個々の共済契約でどのくらいのお金が動くかという、少額短期かというあたりの視点も組み合わせて考えていくと、そんなに広い範囲の兼業というのは認められないのかなというふうに私自身は思っております。農協のような仕組みをとって組合員のリスクを軽減するとか、そういうことはもちろん可能かと思うので、それができるのであれば、それは有力な一つの方向ではあろうかと思っています。

それから、員外監事の点は、組合員であることとないことで何か違うのかというのは疑問な点もあるというのはもっともな面があると思うんですけれども、こういう制度というのは公認会計士が会計監査するかわりの機能を果たすところがあるわけで、あえて組合とかかわりを持たない人に見てもらおうというところに意味があると思うので、員外の点を外しちゃうと、事業にいろんな形でかわりを持つ人が入ってくるようなことにもなりかねないので、大した意味はないんだろうけども、ここはあえて監事としての任務を遂行していくことに対する信頼性を高めるという意味で、員外というのにこだわる

のも一つの考え方だろうと私は思っております。

○ 清成座長

どうもありがとうございました。予定された時間がそろそろ近づいておりますが、何かそのほかにぜひ言っておきたいという御意見がございましたら。

それでは、予定の時間でございまして、本日の検討会はここまでとしたいと思っております。次回の日程について事務局から説明をお願いいたします。

○ 千田課長補佐

次回の日程につきましては、11月15日の水曜日、16時から18時までを予定させていただきます。開催場所等、詳細につきましては後日改めて御連絡させていただきます。ありがとうございました。

○ 清成座長

それでは、以上で本日の検討会を終了いたします。どうも大変ありがとうございました。

(了)